

## 観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）

### 支援業務委託プロポーザル

#### 第1次審査実施要項

##### （1）審査方法

観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）支援業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル受託者選定実施要領（以下「実施要領」という。）に定められた項目に基づき、提出された提案書等について書類審査を行い、第2次審査の対象となる4事業者を選定する。ただし、提案書を提出した事業者が4者に満たない場合、又は評価得点が同点となる事業者が4者を超過している場合は、この限りではない。

##### （2）確認及び審査事項

###### ア 資格審査

提出された提案書等について、次の①と②の項目を満たしていることを確認する。

- ① 提出書等の内容が、本業務に係る実施要領に定められた資格要件を全て満たしており、又内容も合致していること。
- ② 実施要領に定められた内容が、全て記載されていること。

###### イ 評価審査

上記の資格審査を経て事業者の業務実績により書類審査を行い、4事業者を選定する。ただし、応募事業者が4事業者に満たない場合又は同じ評価点の事業者が4者を超過している場合は、この限りでない。

委託業者選定評価基準の項目1に基づく事業者の公告日から過去5年間における事業完了実績

事業者の事業実績は、実績数に応じて評価基準に定める評価配点に、下表の評価係数を乗じて評価点数を算出し、評価点とし、2次審査に用いる。

受託業務 完了実績数	1～5件	6～10件	11件以上
評価係数	0.3	0.6	1.0